

- (34) 寛永八年五月の御木具板送り状など（前掲『金子文書』）。
- (35) 『加賀藩史料』一〇。
- (36) 藤井讓治『徳川家光』（吉川弘文館、一九九七年）、山本博文『寛永時代』（吉川弘文館、一九八九年）ほか。
- (37) 「戸室山初年号等畠帳」（北島俊朗『戸室石引き道調査報告書』金沢市、一九九六年）。
- (38) 『加賀藩史料』一一（『戸室畠帳』）。
- (39) 抜稿「加賀藩改作仕法の基礎的研究（慶安編）」（石川県立金沢錦丘高等学校『紀要』一一四、一九九四年）。
- (40) 『加賀藩史料』一一〇。
- (41) 『加賀藩史料』一一一。
- (42) 『加賀藩史料』一一二。
- (43) 元和以来利常政権を支えた本多政重・横山長知に代わり、慶安期に津田玄蕃正忠・前田出雲貞里・長連頼・奥村栄政・横山忠次・葛巻昌俊の六人衆が登場する（前掲注（39）抜稿）。
- (44) 「国事雜抄」（『加賀藩史料』一一〇）。なお同書は五印朔日付の地震による垣普請願絵図の書付を慶安三年提出のものとして掲げるが、松平加賀守が差出人であるので、これを慶安三年とするのは無理がある。加賀藩主で最初に加賀守に叙爵されたのは繩紀で承応三年のことであるからだ。したがって、この書付は寛文一年のものと推定され、慶安三年に置くべきではない。
- (45) 原昭午『加賀藩にみる幕藩制国家成立過程の研究』（東京大学出版会、一九七〇年）、『拾穂名畠記』など利常夜話集。
- (46) 森田盛昌著『自他群書』巻一（石川県図書館協会、一九三七年刊）。幕府目付の石川責成は一〇〇〇石の旗本で寛永一五年以後、高取城・一本松城・若松城・掛川城等の請け渡しの上使として、あるいは因幡国や秋城に下向し金沢城と同じ監国にあたった。内藤正俊は三〇〇〇石の旗本であるが、金沢城での監国が最初の公務であった（『寛政重修諸家譜』）、なお『自他群書』や『越

登賀二州志』によれば、新丸に幕府御目付が入ったことと津田正忠の死去が契機となり、津田玄蕃邸は新丸から尾坂門前に移転したと推定される。これにより城内に居住する家臣は全くなくなつたのであらう。

- (47) 『加賀藩史料』一一〇。

- (48) 『加賀藩史料』一一一。

- (49) 前掲『戸室石引き道』。

公布し藩職制の骨格を制定した」とは注四に値する⁽⁴⁷⁾。つまり、万治二年から三年の重要な法令は幕府御印付の監視あるいは後見のもとで行われたであり、幕府権威をバックに老練な利常政権から青年藩主綱紀への移行が計られたのである。幕府御印付の背後に保科正之の存在をみることができが、この点は別に論じたい。

寛文二年の「六箇所の普請箇所は上掲模写図（図2）に示したとおり、（二）から（一）まで一六力所あり、それぞれの箇所に書き込まれた文字は表2に掲げた。この後、寛文七年と寛文二年にも「の丸・三の丸の石垣修理の普請願絵図が提出されたが、いずれも控図が尊経閣文庫に残っている。普請許可の奉書は後掲の「資料紹介」（紹介^{(21)・(25)}）で翻刻し、その四力所の普請内容は表2に合わせて示した。

寛文二年・七年・二年、三回にわたる石垣普請で合計で一〇力所の石垣普請がなされた。寛文二年の修理箇所はあまりに多かったので、寛文七年に至るもなお完了⁽⁴⁸⁾できず、七年の願書で継続実施を求めてくる。また、万治二年五月「三田」⁽⁴⁹⁾室山等石材切り出し貯銀に関する規定が発布され（四八）、その頃、戸室山麓の中山村に御用石を四千個集めたといわれる⁽⁴⁹⁾が、おそらく寛文元年の石垣普請願に連動したものである。石垣普請の許可が出たらすぐに石垣築造ができるよう数年前から、石材の切り出し・集積・搬送を始めていたものと思われる。許可が出てから石材を用意したのでは、速やかな修築はできない。

万治元年の江戸城天主台石垣普請を綱紀が担当し、各地の六生衆を招いて遂行したことは、本書の北垣論文に詳しいが、そこで得た石垣構築技術が寛文期の金沢城石垣普請にどのような影響を与えたのか。金沢城の各所に石垣の遺存例があり、それらの検証は今後の調査の課題となる。その際、寛文期の石垣普請願の絵図は年紀が明確なうえ普請箇所が絵図上に明示されるので、石垣調査や埋蔵文化財調査の重要な参考資料となる。これらの絵図・文献資料を学際的に活用してゆけば、寛文期修築の石垣の

特徴はより詳細に明らかになると期待される。

各節でまとめをしたので、あえて繰り返さないが、元和七年の本丸拡張を主とする修築は從来以上に評価すべき大事業であり、「主¹合結記」系初期金沢城図は慶長期といつよりむしろ元和期の縄張を描いた可能性が高いこと、寛永八年火災後の修築は政治的危機の発生と家光の專制支配で頓挫したきらいがあり、寛永一六年の利常隱居後の金沢城の修築管理は十分でなく、破損石垣などが放置される状態にあつたが、寛文元年の綱紀入城後、急ピッチで修築が進んだことを、とりあえず指摘したつもりである。なお本論作成にあたり、畠田和²・良夫・滝川重徳両室員より多くの助言や意見を受けたことを最後に明記しておきたい。

【註】

（1）石川県図書館協会（一九三一年刊、一九七一年復刻）。日置謙の解題によれば元禄年中に宰領足輕であった山田四郎右衛門が編纂し、ゆかりのあつた原田家に原本が伝わつたらしい。良質の情報が多いので書物集めに熱心な綱紀の目に止めたが、その點、元禄年中に宰領足輕であった山田四郎右衛門が編纂し、ゆかりのあつた原田家に原本が伝わつたらしい。良質の情報が多いので書物集めに熱心な綱紀の目に止めたといい、この種の聞書類のなかでは比較的の信頼のおけるものである。

（2）石川県図書館協会（一九三三年刊、一九七三年復刻）。原書は寛政二年に脱稿したが、その後何度も改訂が加えられた。

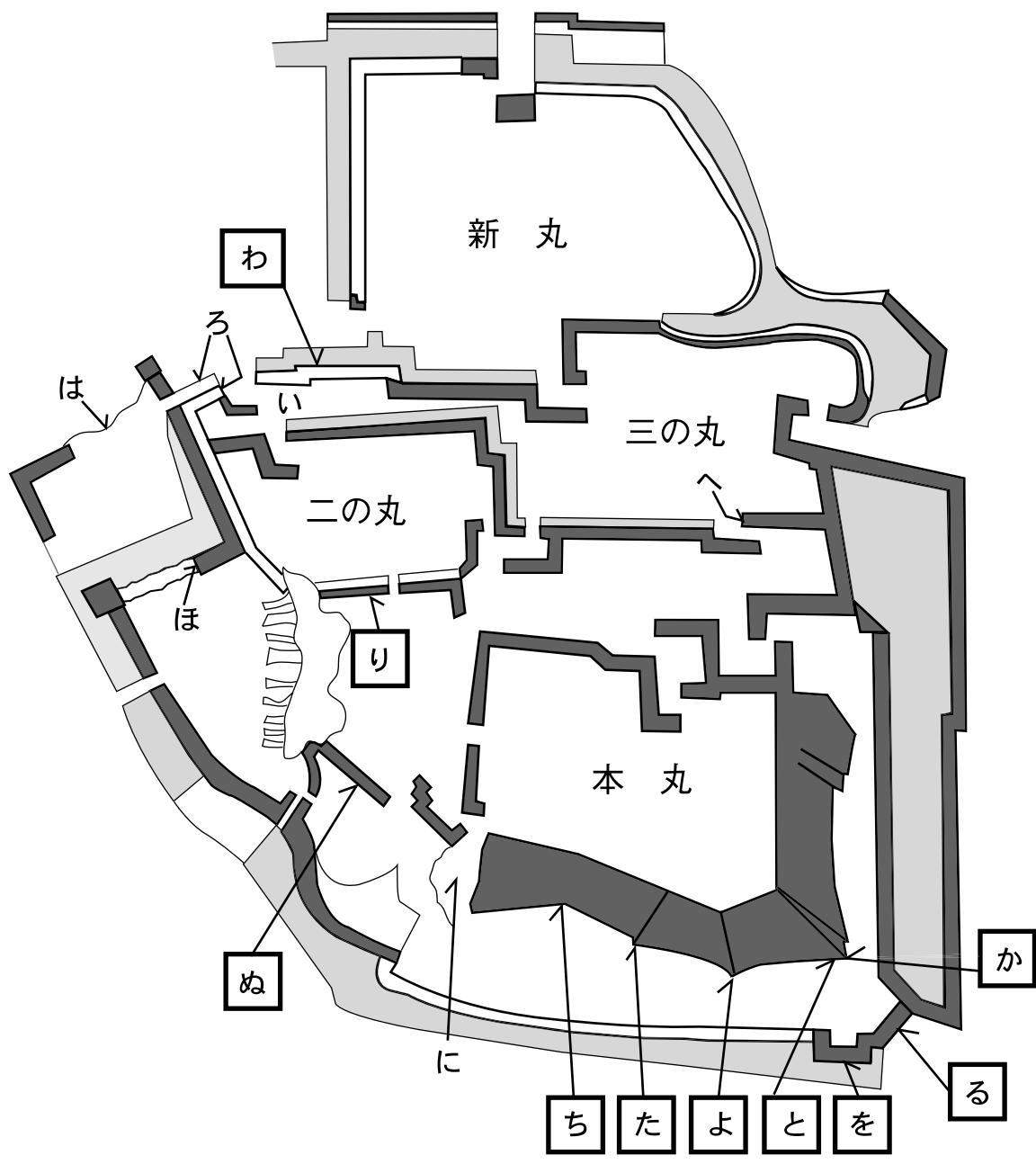
（3）石川県図書館協会（一九三七年刊、一九七三年復刻）。後藤彦三郎（宝曆五年）

文政二年は加賀藩に召し抱えられた六生方職人（一〇〇石取）で金沢城の石垣構築技術に精通し、その技術を体系的に著述する一方、家職の秘伝化を行つた。『金城深秘録』は彦三郎の代表作で、石垣・建造物を実際に観察した日で日記や『三州志』などを参照して、宝曆大火以前の金沢城の構造や各部の來歴を考証した。石垣構築の技術者の立場からの実際的な指摘もあるが、彼独自の築城思想に流されたところや典拠を示さない記述は難点といえる。

（4）金沢文化協会（一九三三年刊、歴史図書社一九七〇年再刊）。原本は明治二四

表2 寛文年間石垣普請箇所一覧

頗絵図の書込文字	寛文2年「加州金沢城絵図」(248号、金沢大学附属図書館蔵)による。	普請箇所 (資料紹介(17)による)
寛文2年普請許可 16カ所	(い) 惣高2間、長8間、上石二篇くつれ申候。 (ろ) 幅6尺、長4間2尺、高2間折廻シ長24間、高サ堀底より7間3尺 (は) 土留石垣築さし、長30間、高3間 (に) 崩口、上ニテ7間下9間、高10間 (ほ) 崩口16間、高4間 (へ) 石垣さかり、石口ひらき申候、長2間2尺5寸、幅2間、高9尺5寸 (と) 此所角石より8・9間西方、平均石より3間程下6尺四方程はらミ申候 (ち) 此所櫓下石垣9尺四方程はらミ申候 (り) 此石垣高7間4尺、長8間崩申候 (ぬ) 此石垣高3間半、長15間2尺、石口ひらき押出申候 (る) 此所石垣高8間、長7間半、角ノ平均より6・7尺下角脇石ニツ押出、其つ、き石くるい申候 (を) 此所櫓台石垣、高8間、長13間崩申候 (わ) た、き土居、堀底より高8間、長5間堀共ニ崩申候 (か) 此所櫓下石垣高15間、角石数35本ノ内3本おれ申候 (よ) 此所しのき角櫓下石垣、高14間下4本目より段々角石10本おれ申候 (た) 此所しのき角石垣、高14間下2本目より段々角石9本おれ申候	(1) 「二丸北土橋門脇之石垣」 (2) 「同所門脇左方石垣」 (3) 「同所土留石垣」 (4) 「本丸西之石垣」 (5) 「玉泉院丸北之石垣」 (6) 「三丸南門脇石垣」 (7) 「本丸南方石垣」 (8) 「同所南方櫓下石垣」 (9) 「本丸と二丸之間石垣」 (10) 「同所」「西方石垣」 (11) 「本丸」「南方外頬石垣」 (12) 「同所(外側)櫓台石垣」 (13) 「二丸北方外頬土居」 (14) 「本丸櫓下石垣」 (15) 「本丸」「南方角櫓下石垣」 (16) 「本丸南方角櫓下」「南方角石垣」
寛文7年	「此所石垣高5間、長サ折廻マテ惣間87間之内16間、寛文6年5月霖雨ニ崩申候、殘ル石垣モはらミ申候」	(17) 「二之丸北之方石垣」 (18) 「其つ、き之石垣」 (崩石垣の左右)
寛文11年	・「二之丸外北西之間石垣高3間半、長2間、寛文十一年正月崩申候中石垣ニ而根石より下之土居迄4間半御座候、此土居も過半崩申候故、殘石垣もくるひ申候間、石垣土居共ニ築直申度奉存候事」 ・「三之丸之内東南之間石垣、高2間半、朱引之所惣間28間4尺之内長7間、寛文十年十二月崩申候、件之ひ、きニ而右の方石垣長5間之所、左の方石垣長9尺崩懸申候間、築直申度奉存候事」	(19) 「二之丸之外、北西之間石垣」 (寛文11年正月崩) (20) 「三之丸之内東南之間石垣」 (寛文10年12月崩)



寛文2年地震による被災地



石垣



土居



水堀

図2 寛文2年「加賀金沢城絵図」(248号、金沢大学附属図書館蔵絵図をもとに作成)

つた堀六箇所の浚渫について絵図を添えて願い出たところ、これを元通り普請するよう許された。⁴⁴⁾ この奉書は利常の働き掛けで発給されたものだが、宛所は前田犬千代（綱紀）であった。

また、前にもみた万治四年正月の石垣普請願（紹介⁽¹⁴⁾）によれば、承応二年八月七日の風雨で大松一本が根こそぎ落なし、本丸西の高さ一〇間の石垣が上部幅七間、基底部幅九間にわたり崩れた。原因は本丸から西側は段々地形が低くなっているため年々水がたまつて石垣が緩んだためと上申している。また、年次は不明だが利常隠居後の事柄として、玉泉院丸で土蔵を作つたとき、その際の「地かち」の地響きで玉泉院丸北面石垣が長さ一六間、高さ四間にわたり崩壊した。原因はもともと地盤がゆるく石垣が緩んでいたところに地ならしの地響きがあつたからと説明する。このほか、三の丸南門脇の石垣が幅一間余にわたり下がり、「石口ひらきゆかみ」、修築が必要な状態にあつた。これら三箇所の石垣修築願は、前述の寛永ハ、九年の築造延期や築造直後破損した石垣三箇所とともに、利常死後三年たつた万治四年（寛文元年）になつてようやく申請された。つまり、それまでは放置されていたのである。寛文元年になつて「金沢城石垣損所御伺之絵図」や寛永八年奉書を添えてあえて申請したのは（紹介⁽¹⁵⁾）、同年七月の綱紀の金沢入城に備えた処置と考えられる。しかし、この普請願は、これを受理した老中松平信綱の死去により裁可に至らなかつた（紹介⁽¹⁵⁾）。

みてきたように、寛永一六年の利常隠居後の金沢城は、藩主の居住期間が著しく短く、留守を預かる年寄衆は二の丸で政務を行つたが、小松城の利常の意向を憚り、石垣破損があつても十分な修築ができず、破損箇所があちこちに放置されていた。史料で確認された放査箇所は六箇所あり、光高の居城普請・作事に対する消極的態度からすると、これ以外に手入れを要する箇所が多数あつたと推察される。

四、寛文期の石垣普請（結びにかえて）

寛永一六年以後の金沢城の修築・管理は、城代にとつて思うに任せない状態にあつたことをみてきたが、寛文元年七月に初めて金沢城に入った青年藩主綱紀（一九歳）は、崩れたまま放置された城内の石垣をみて一刻も早い修復を思つたに違ひない。寛文元年の石垣普請願は裁可に至らなかつたので、寛文二年五月朔日の地震で本丸南面石垣など一〇力所が新たに破損したのを好機とみて、寛文二年六月二六日、絵図を添えて再度普請許可を求めた（紹介⁽¹⁶⁾）。その際提出された石垣普請願絵図が尊経閣文庫に残つてゐるが、普請箇所は寛文元年に申請した六力所と地震による破損箇所一〇力所合わせて一六力所にのぼつた。その三日後の二九日、一六力所の石垣普請を許可した幕府老中連署奉書が下付された（紹介⁽¹⁷⁾）。同時に小松城の石垣一二力所についても普請願を出し、同じ二九日に許可されている（紹介⁽¹⁸⁾・⁽¹⁹⁾）。

金沢城・小松城合わせて二八ヶ所もの石垣修築がわづか三日間で一挙に許可されたのは、特別のことであろう。当時幕政を補佐していた前将軍家光の異母弟保科正之が、綱紀の舅として青年藩主を後見していたからである。それは利常が自分の死後のことを考へて仕組んだことであつたが⁴⁵⁾、そのことで幕府の監視の目は一層つよく藩内に届くことになつた。とくに利常死後数年間はその傾向が強かつた。

たとえば、万治元年閏一一月一八日、利常が亡くなつた直後であるが、幕府より領国の御目付として石川弥左衛門貴成・内藤新五郎正俊の両名を金沢に派遣するという幕府年寄中の命令が金沢の年寄衆に下され、この二名の幕府御目付は金沢城新丸にあつた前田美濃（利常の五男利明で万治三年大聖寺一代藩主となる）邸と津田玄蕃（正忠）邸に入り、翌年七月一一日まで金沢城にて、利常死後の領国統治に異変が起きないか監視した。⁴⁶⁾ その間、金沢城の年寄衆と江戸詰の年寄衆は連携して政務を滞りなくすすめた。とくに万治二年五月から六月にかけ、諸奉行の職掌規定を今枝民部（近義）・奥村因幡（庸礼）・前田対馬（孝貞）・津田玄蕃の四年寄連署の法度によつて

たい。

利常隠居後の加賀藩は四つに分割され、隠居利常が三人の子弟の領地支配にまで関与し独裁性をつよめた。この時期の藩権力は小松城と金沢城に表向きは分かれたが、金沢城主となつた四代藩主光高が金沢城にいた期間は、寛永一六年閏一月から一七年三月一五日（六ヶ月）と、寛永一〇年七月から一〇月までの四ヶ月のわずか一〇ヶ月間に過ぎず、大半は江戸藩邸について将軍家光の寵愛を受けた。

だから、金沢城にいた年寄衆は、小松城の利常と江戸の光高の両方から指示を受けたものの、実態は隠居利常の意志が何事にも優先されたので、これに従つた。光高も利常の意向に逆らつことなく行動しており、金沢城の有力家臣は小松城の年頭礼に出席したほか、年寄衆も交代で小松へ出向いた。³⁹⁾

このような政治的環境のもと、寛永一七年からは小松城普請に関する古文書や記録がみえるが、金沢城の修築記事は少ない。光高時代の代表的な普請・作事は城内北の丸への東照宮勧請で、御宮（東照宮）は寛永一〇年に完成した。⁴⁰⁾ 光高は、その勧請儀式のため「回田の帰国を果たした」といつてよいくらい素早く江戸に戻るが、江戸出立直前の一〇月、金沢城代（城番）に任命した前田貞里と奥村易英に城代の心得を告諭した。その中で、年寄衆の合議や政務は「の丸で行い、本丸へは他の年寄中（老中と表現する）を入れるなど指示し、「当城は北の丸・御局屋敷大事の所なり」と城内東照宮の管理にも意を用いた。さらに、国の仕置は筆頭年寄本多・横山に申し付け、御城は両名の城代に預けたからには「城中の儀においては両人のほか老中へも構わせ申すまじ」と諭した。⁴¹⁾ しかし、一方で小松様（利常）の意向を何よりも尊重せよと添えているので一貫性がない。

このような弱体な藩主のもとで苦労した金沢城代が前田貞里である。奥村易英は城代就任直後に死去したので、貞里一人で城中管理に腐心した。その様子は正保元年四月～五月の光高との往復文書⁴²⁾から明瞭に読み取

れる。

正保元年四月一六日、貞里は江戸にいる光高側近二名に、三月一日より山森吉兵衛を奉行とし金沢城「辰巳」方崩石垣の普請を行つたが、御薬蔵の下にたまつた水と堤（百間堀か）から上がる水のためはかどらず、ようやく堀際に盛り土して水を止め石垣普請が大半終わったことを報告した。その上で、御薬蔵が湿つたことも分かつたので、その追加の普請を行つべきか否か問い合わせた。また「はたまた方々の御普請所多く御座候いて役人不足につき」本多政重に相談し、雇い人足を申し付けたと伝えたが、五月七日付けの返書で光高は、その方ら三人で然るべく取り計らえ。崩れ石垣普請も西尾・山森両奉行と相談し良きよつにせよ。こちらに問い合わせていろいろに崩れることもあるし、仕事がはかどるようにすることが肝心だ。薬蔵のことは脇におけるべき。強き石垣を作ることに専念せよ。なお、問い合わせるときは、もつと詳しい絵図と書付を送れ。今度送られてきた絵図は簡略すぎて合点が行かぬ、とけんもほろの態度で応対している。この文面より藩主光高の金沢城管理に対する関心の薄さが看取でき、城の補修が十分行き届かなかつた事情が窺える。

その光高が正保二年に江戸で急死するが、それと前後して、元和以来利常政権の中枢にあつた本多政重・横山長知両年寄が相次いで亡くなり、藩の年寄衆も世代交代を迎えた。⁴³⁾ 幼年の五代藩主綱紀は寛文元年まで江戸におり、その後見人となつた祖父利常は小松城にて、従来に増して金沢城の年寄衆を使い、藩領および隠居領統治の采配を振るつた。このような政治環境のもと、慶安～明暦期に改作仕法が行われ、それが成就した万治元年、利常は小松で死去した。

隠居利常のもとで金沢城が管理されたのは、正保二年から万治元年までの一四年間におよび、その間、六～一〇人程度の年寄衆がそれぞれ担当分野¹⁾とに政務を統括した。慶安三年一〇月三日付の幕府老中連署奉書（表

員し八・九年にかけ造営を終わつたといい、東本願寺の金沢末寺建立用に宮腰に集めてあつた材木が利常に献上されたと伝える。また能登鳳至郡の十村上梶家文書によれば、金沢城作事用材を津軽・秋田から調達し、その運賃を領内浦肝煎に割付したし、鳳至・珠洲両郡からのべ一万五千人の人足を金沢城普請のため動員し、その日用銀（一日一人一匁六分から二匁）を郡全体で負担したことがわかる。寛永八年の七月から十一月まで約百五十日間の動員であれば、百名ほどが金沢城に動員された計算になる。こうした人足賃や材木運賃、大石運賃などが蔵入地にされた能登奥郡の百姓の家や石高に賦課されたが、寛永八年の負担額は臨時の金沢城普請関係費用のため例年の二・四倍になつた。³³ 越中の山々から伐り出した城作事用「御木具板」が村の人足を動員して運送された記録³⁴も多数あるので、越中の山々からも相当の材木が調達された。

しかし、この普請・作事およびその直後に実施した大坂陣戦功者への追加の論功行賞に幕府の嫌疑がかかり、幕府年寄衆の詰問を受け前田家の改易が噂された³⁵、いわゆる「寛永の危機」である。利常父子は一月、急ぎ江戸に参勤し、以後寛永一一年まで江戸に滞在した。江戸に参上し縷々弁明したとき秀忠は重篤な状態にあり、寛永九年一月十四日逝去した。その後、本丸と西丸に二元化していた將軍権力は家光のもとへ一本化されていくが、その政権変動にともなう政治不安を予見し、有力大名を江戸に召還し統御する方策の一つとして、加賀藩の「寛永の危機」が演出されたものと思われる。ただし、家光は一本化された將軍権力の威力を諸大名に誇示する必要があり、寛永九年五月加藤忠広の改易、一〇月には弟忠長の領地没収と高崎への逼塞を断行する。加藤改易の命は江戸城に呼ばれた利常および伊達・島津・上杉・佐竹の有力外様大名に告げられ、「御代始めの「法度」として権威を示し、有力大名の結集をはかつた。³⁶

このように幕藩関係が緊張状態にある中で始まつた金沢城一の丸・三の丸の普請・作事であるから、どの程度まで工事が進められたかは慎重に検

討する必要がある。寛永九年八月、戸室石切丁場に多数の人足が動員されていたため戸室山周辺の村々に禁制が出されたが³⁷、その前後まで石垣普請が継続されていたことは間違いない。それまでに一の丸御殿はいちおう完成したが、寛永一年八月の玉泉院丸庭園造営のあと、利常は一の丸御殿の建て直しを行い、「古今無双の御屋形」が現出したという記録³⁸もある。しかし、石垣普請については以下のよつたな事実も確認される。

万治四年正月に幕府老中松平信綱に差し出した石垣普請願総図の書付（紹介¹⁴）によれば、寛永八年九月の奉書で許可された「二の丸北土橋門脇右の方石垣」が、寛永九年春の大風で長さ八間、高さ一間にわたり壇とともに崩れた。原因是使用石材が小石でありひかえが短かかつたためとしたあと、「それ以後は申し上げず、そのままにて差し置き申し候」と記す。また「土橋門脇左横」の石垣（横幅六尺、長さ四間一尺、高さ一間、折廻し長さ一四間、堀底からの高さ七間三尺）も、寛永八年の奉書で構築されたが、小石ゆえに崩れたがそのまま差し置いたと上申し、同じ土橋門の「土留め石垣」についても、寛永八年に許可されたが、石を集め置いたものの「あなたこなた相延び、いまに普請申し付けず候」と「築さし」になつてていると述べている。寛永八年の奉書で許可された石垣普請箇所のうち少なくとも三カ所は、築造延期もしくは築造直後の崩壊の補修すらできないう状態にあつたことがわかる。

以上から、寛永大火後の普請・作事は主に一の丸とその周辺で行われたことがわかつたが、土橋門周辺の石垣普請は、大御所秀忠死後の政権基盤の動搖に備えた將軍家光の大名統制強化によつて、抑制されたようみえる。したがつて、寛永大火後の金沢城造営を過大に評価することは慎重にしたい。逆に、これまで注目度の低かつた元和七年の本丸拡幅や作事をもつと評価する必要を感じる。

ついに、寛永一六年七月幕府より隠居を許された利常は、隠居領一四万石をもつて小松城に移つたが、それ以後の金沢城の修築状況についてふれ

が下付された⁽³⁰⁾が、同じ頃利常から城再建の普請・作事願を幕府に申請したので、六月から一〇月にかけ幕府年寄衆から利常に下付された普請許可奉書および添状が四点残っている（表1）。これら幕府年寄の奉書によつて、どのような普請・作事を行つたのか見ておきたい。

まず寛永八年六月六日の幕府年寄連署奉書は、永井尚政・酒井忠勝・土井利勝・酒井忠世の四人が中納言利常に宛てたもので「今度御居城火事により一三の丸ひとつになされ、御作事これあるべきについて、芳春院丸西の堀、お掘りなされたきの旨仰せ上げられ候、絵図のことく披露を遂げ候のとひが、早々に申し付けらるべきの皿上意に候間、その意を得させらるべく候」（紹介⁵）と記す。この奉書は藤井讓治氏の「本丸西丸年寄連署奉書」であり、大名統制など幕府の重要な政務において採用されたものである。つまり、大御所秀忠付の西丸年寄筆頭土井利勝と將軍家光付の本丸筆頭年寄酒井忠世との間で処理の基本方針を摺り合わせ、しかるのち大御所・將軍双方の合意された意向を「上意」として、西丸年寄利勝・尚政および本丸年寄酒井忠世・忠勝の四人連署で大名に対し下達したのが、この様式の奉書のもつ意味であつた⁽³¹⁾。しかし、寛永八年に入つて秀忠の病状は悪化しており、家光の政治的立場が強まつてゐた。

ともあれ、この奉書から寛永大火を契機に、利常は

一の丸と三の丸をひとつにする普請

これに伴う作事（一の丸御殿造営）

一の丸作事に伴う芳春院丸西の堀の掘削

の三ヶ所の普請・作事を絵図を添付し申請し認められたのである。一の丸と三の丸をひとつにする土木工事の実態は、五十間長屋下石垣の発掘調査で判明したこと、すなわち現在の一の丸と三の丸を区切る石垣・堀のライン（図1）は、寛永年間の造成になるという事実に符合し、寛永大火前の二の丸は現状より狭い郭であった。つまり「一・三の丸をひとつに」とは二の丸を三の丸側に拡張する」と、もしくは従来の三の丸を二の丸に取り

込むという意味に解せられ、これに関連した「御作事」とは、拡幅された二の丸において御殿を造営したことを示す。すでに指摘されてきたことであるが、本丸にあつた藩主御殿が焼失したので、一の丸に藩主御殿が再建されたのである。

芳春院丸の西堀掘削も一の丸の拡幅工事の一環とみられる。一の丸の東側は五十間長屋（菱櫓・橋爪門）下の堀で区切り、西側は芳春院丸西堀で区切つたのである（図1）。

この奉書下付後に送られた幕府年寄連署奉書（紹介⁶）によれば、利常は普請許可奉書を得たのち直ちに礼状を幕府四年寄に出したことがわかる。そのあと九月に再び幕府から奉書が下付されていて、再度の普請願によるものである。『加賀藩史料』はこの奉書を載せていないので、この事実は見逃されていいる。

寛永八年九月朔日の再度の奉書も本丸西丸年寄連署奉書の形態をとり、「今度御作事これ有られ候」とひが、土留めの石垣、芳春院丸との間の石垣、北へ明き候門脇石垣等の事、絵図のことく披露遂げ候とのひが、普請申し付けらるべきの皿、御意に候（紹介⁸）と石垣普請について許可している。二の丸御殿の作事をすすめる過程で、さらに普請箇所が増えたので、利常から追加の普請申請があつたことに心えたもので、二の丸拡幅と御殿造営に伴い、新たに土留め石垣、芳春院丸との間の石垣、裏口門脇の石垣⁽³²⁾などが造営されたことがわかる。現在観察できる裏口門脇の石垣は、畠田・滝川両室員の教示によれば、寛永期の特徴をもつて石積み石垣なので奉書の記述と符合する。ただ土留め石垣と芳春院丸境の石垣については、今後の石垣調査や発掘調査の結果をまちたい。一の丸の西端に位置する芳春院丸の位置特定も今後の課題である。

この奉書を受け取つた利常は、上記四年寄に使者を立て礼状を送つたが、前回同様、念の入つた対応と評価されてゐる（紹介⁹）。

一の丸御殿作事に関しては、『三壺聞書』が北国七か国の大工どもを動

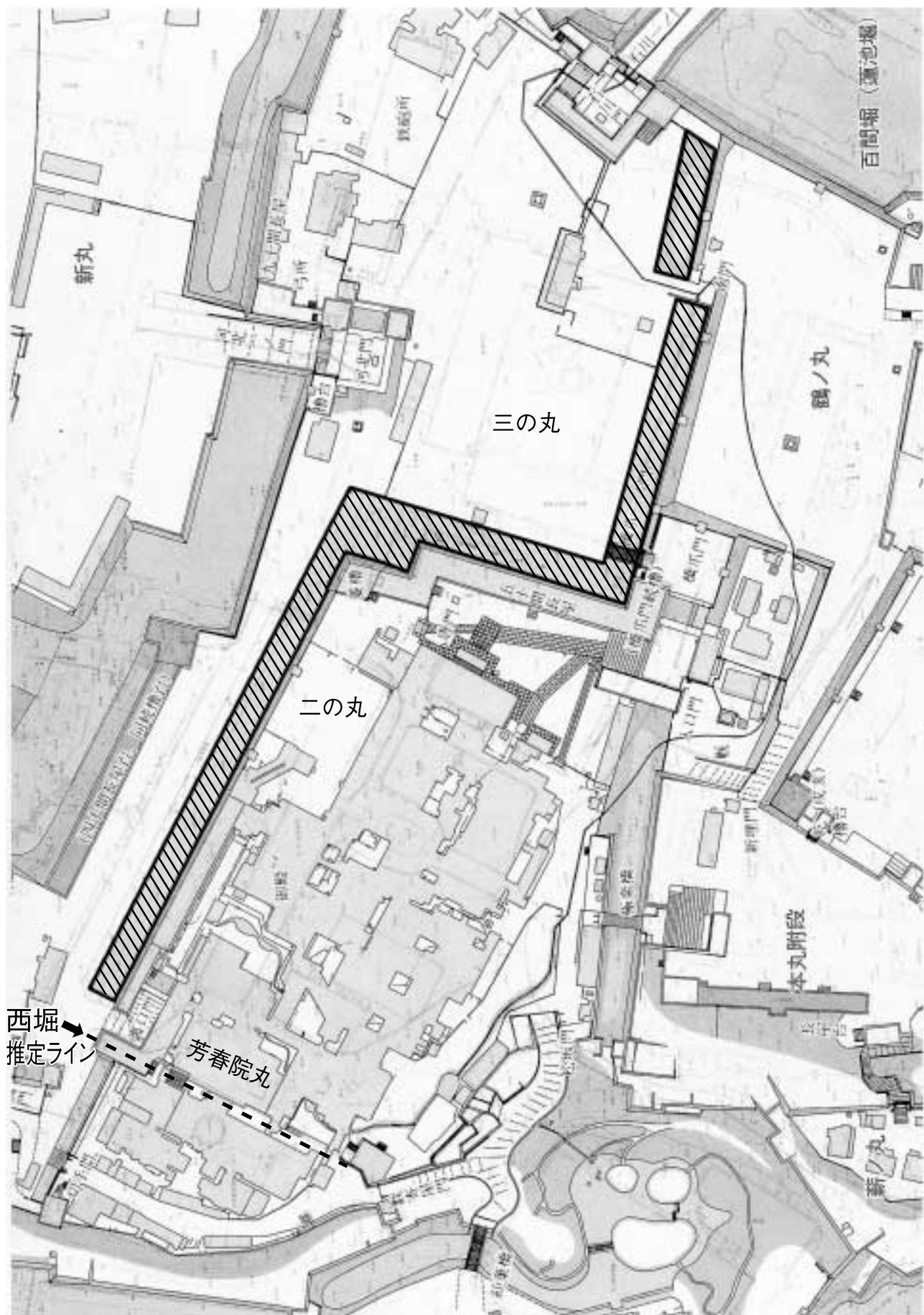


図1 金沢城二の丸・三の丸区分図 [『金沢城跡』(石川県教委1993)付図に加筆]

類は、元和七年の本丸普請以前もしくは以後を描いた金沢城図を参考にした絵図である可能性が高いのである。とくに本丸部分に文字記載が集中している点からすると、元和七年の本丸拡張普請に伴つ調進絵図である可能性が高い。なお、元和七年図も寛永八年図も、延宝五年の調査時点で江戸藩邸にも金沢城内にも残存せず（紹介⁽¹⁾⁽⁴⁾⁽⁷⁾）、今までその写本は藩内に伝わっていない。

そこで、最初に紹介した元和七年の幕府年寄連署奉書から判明した事実、つまり西北の丸を本丸に繰り込んだことと、「主図合結記」A類において本丸を「本丸」「奥方」に分けて記述することの間に何か関連があるとみてよいのではないか。『三壺聞書』は、本丸御殿の出火場所を「本丸奥方」と記述したが、これを御殿空間のなかの「奥」と解するよりも、「主図合結記」A類に示された「奥方」のことと考えるべきではないのか。とすれば、元和七年に拡張した「西北の丸」はどうか。「主図合結記」A類に書かれた方位からすると、西北は奥方に北接する東西に長い帯郭あたりと想定できるが、「奥方」も「西北の丸」の一部として本丸に組み込まれたと考えることもできる。奥方は、それまで藩主父子の御屋敷のあつた御殿空間であり、そこが焼失したので東側にあつた本丸と同じ高さに盛り土し、本丸を拡張したと考えられるからである。いずれにしても、今後の本丸発掘調査の成果をまって、述べたような推論の検証を行う必要がある。

なお、元和七年に本丸御殿の新築があったことは、越中五箇山から切り出した城作事用材木輸送の人足賃銀の算用記録からも具体的にわかる⁽²⁶⁾。この本丸御殿作事の奉行は、辻助左衛門・松江次郎兵衛が勤め、領国内はもちろん上方からも細工人どもを集め、雪のうちから工事にかかり、正月下旬には家が立ち、春三月のうちに障子・襖の絵様まで仕上がり、四月上旬には藩主父子が入居したと『三壺聞書』は伝える。これを元和七年のこととみるなら、利常は幕府の普請許可を待たず先に御殿再建を始めたことになり矛盾が大きい。普請許可の奉書を得た元和七年一月以後、本丸拡張

の土木工事に着手し、同年五月に地鎮祭執行を命じた藩年寄連署奉書⁽²⁷⁾があるので、本丸拡張普請は地鎮祭を行つた五月以後に本格化したとみるべきで、作事板の運送記録は七月以後だから八月正月に家立、八年四月に入居と解しておきたい。

以上により「主図合結記」A類の初期金沢城図は、元和七年の本丸拡張工事以前もしくはその直後の姿を、全面的とはいえないがある程度とどめている絵図であると推定できるが、謎を残す部分も多く、今後とも同系統の諸与本の収集・比較、金沢城内に邸宅を構えた家臣団の分析などが必要で、城内の石垣観察調査や発掘調査の成果とあわせ総合的に検討しなければならない。

三、寛永八年大火後の修築と利常隠居後の金沢城

寛永八年四月一四日、金沢城下法船寺の門前町で出火、またたく間に本丸辰巳櫓に類焼し、本丸と江戸町を焼き田井口へと焼き通した⁽²⁸⁾。この火災後すぐ、幕府へ城普請と作事について届出を行い、幕府の許可を得て大火後の造営に取り掛かつた。これが寛永大火後の造営で周知の事実であるが、実際にどのような普請・作事がなされたのか、なお十分に解明されたといえない。前述のとおり近年の二の丸五十間長屋下石垣等の発掘調査によつて確認された新事実もあるので、これに触発され、寛永大火後の造営事業を、寛永一六年の利常の小松隱居までの時期と、それ以後、寛文元年に五代藩主綱紀（承応二年に大千代から綱利に改名したのち綱紀と改名するのは貞享元年であるが、本論では綱紀に統一した）が初めて金沢城に入るまでの時期に分けて検討したい。

まず寛永八〇一六年の普請・作事についてみよう。

寛永大火で、本丸にあつた藩主御殿も本丸の三階櫓はじめとする諸櫓等すべて灰燼に帰したと推定してよからぬ⁽²⁹⁾。將軍家光から火災慰問の書状

初期金沢城図のもう一系統は、「主図合結記」所載の「加賀国金沢図」であるが、これも慶長期の姿を描いたと言い切れない。元和以前の古い・堀が描かれていないからである。しかし、部分的に初期金沢城につながる要素もあるので慎重な検討が必要である。

矢守氏は三八点におよぶ「主図合結記」の諸写本を調査しA類・B類・C類の三系統に分類したが、有沢永貞の「諸国居城之図」系統はC類に分類している。有沢自身「主図合結記」を延宝年中、江戸の書肆において入手し、これに刺激されその改訂を試み、「諸国居城之図」完成に至ったからである。「諸国居城之図」には「主図合結記」の城図がそのまま採られたものもあり、作成動機からみて「主図合結記」の変種とみてC類と区分されたが、検討の余地もあるように思つ。『主図合結記』はA類・B類の二系統のみとし、C類の有沢永貞「諸国居城之図」系統は、作者が明らかで作成過程もわかる貴重な全国城郭図集であるゆえ、「主図合結記」とは別の本とみる必要があつて⁽²⁰⁾。

さて、「主図合結記」A類城絵図の成立は、矢守氏によつて正保・寛文年間とされており、有沢永貞が江戸の本屋から入手した延宝年間には、かなり広く流布していたものである。その後、有沢のような兵学者によつて改訂版が数多く作られたことは想像に難くない。南葵文庫本・内閣文庫本ともに「主図合結記」A類のよつた絵図集(冊子)の体裁をとつていなかが、「主図合結記」をもとに文字情報を追加した絵図とみられる。

「主図合結記」A類の初期金沢城図に書かれた文字情報は、蓬左文庫本

(写真1)の1とく「本丸 東西六十間、南北五十間」「奥方東西七十間」と蓮池堀の長さを記す程度で、写本によつては「本丸」「奥方」のみのももある⁽²¹⁾。これにたいし南葵文庫の「加州金沢城之図」(22)(写真2)や内閣文庫の「加州金沢城図」(23)は、城内居住家臣一六名のほか本丸以外の石垣の高さや堀幅まで詳細に記すが、「つした城郭防御」とつて生命線といつべき情報が江戸初期に外部に流れることはあるのか疑問に思つ。泰

平の世になつてからの考証によつて巡記されたものと見るのが妥当である。「主図合結記」A類が原型に近いので、これを「十七世紀中葉の作、文字情報の豊富な南葵文庫本・内閣文庫本は、有沢慶長図以後、つまり元禄以後の成立と見ておきたい。

つぎに「主図合結記」A類において、本丸部分のみに文字記載があることに注意すべきである⁽²⁴⁾。あえて推論を述べるなら「主図合結記」A類の初期金沢城図は、寛永大火以前に前田家から幕府に差し出した普請願添付図を参考に描かれたものといえなか。その根拠は、「主図合結記」A類は江戸で作成され江戸を中心に全国的に流布した城絵図集であり、金沢でほとんど確認されていないこと、つまり、この絵図は加賀藩内ではなく江戸を中心に藩領外で流布したのであり、その理由は、幕府に提出した城絵図情報が「主図合結記」の情報源であつたゆえと推察されるからである。「諸国居城之図」の凡例で有沢永貞が「世上流布スルノ城図、或ハ城中破壊ノ時修復願ノ為ニ江戸奉行所ニ達スルノ図ヲ写シ、或ハ其城下ヨリ来ル牢士等知ル所ヲ以テ空ニ作り」⁽²⁴⁾と記すように、兵学者たちが幕府提出図の写本を入手することもあつたらしく、「主図合結記」に、正保国絵図とともに幕府が諸大名から徵収した正保城絵図と近似したもののがみられるのも、幕府所蔵の正保図情報が漏れていた証拠といえよう。ただ、金沢城の正保四年御城絵図(紹介⁽²⁵⁾)は、基本的に寛文八年幕府調進図⁽²⁵⁾と同じ縮張と見られるので、元和七年ないしは寛永八年に調進した金沢城図が参考にされたと考えられる。

以上により、江戸幕府が保管する元和七年の本丸拡張願に添えた金沢城図もしくは寛永八年の修築願に付けられた絵図を閲覧した者を通して、「主図合結記」系金沢城図が描かれたと推論するのは、あながち荒唐無稽といえないであろう。元和七年図には元和六年の本丸火災までの姿と拡張予定地が描かれ、寛永八年図ならば元和七年の本丸拡張後の姿と「一の丸拡張普請の予定地が示されていたはずであり、いずれにしても「主図合結記」A

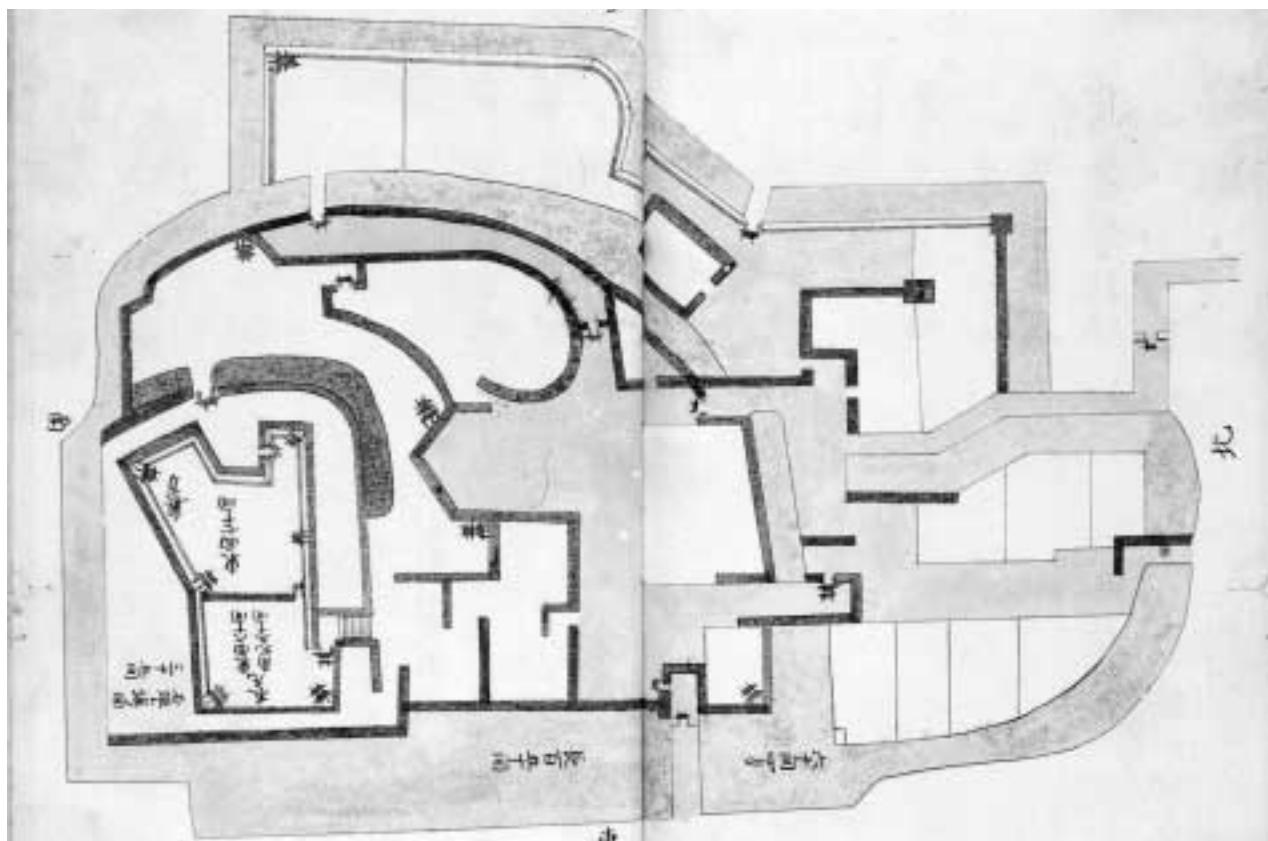


写真1 蓬左文庫本初期金沢城図（「主図合結記」中の一枚、名古屋市博物館蓬左文庫蔵）

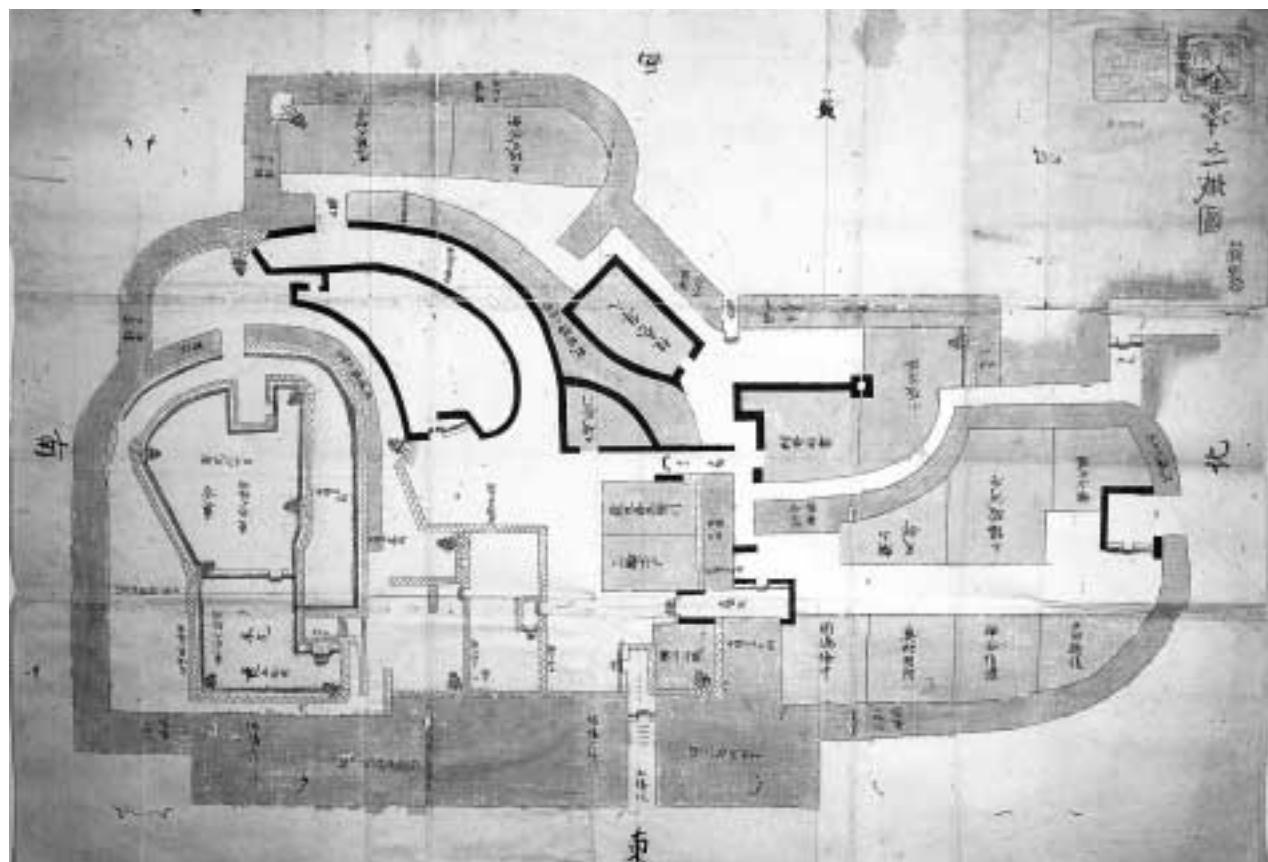


写真2 南葵文庫本初期金沢城図（「加賀国金沢之城図」東京大学総合図書館蔵）

「金沢御城内、今度御普請成されたきにつき森権^(祐知)太夫差し越させられ候、上間に達し候のといひ、御使者権太夫、御前に召し出され、御普請の様子仰せ付けられ候、それに就き、御定の趣、酒井雅楽頭・安藤対馬守・我等連署をもつて申し入れ候」とあることから、普請許可は將軍直々になされたことがわかる。江戸詰の藩士森祐知が藩主使者として江戸城に上がり、普請願を口頭で上申し、「これにたいし將軍から直接普請許可が伝達されたのち、年寄連署奉書が下付されたのであるが、手続きは簡潔であり対応も素早い。元和武家諸法度にもとづき、寛永二二年までなされた將軍親裁の居城普請許可の様子が具体的にわかる一例といえる。

また白峰旬氏によれば、この金沢城普請における絵図調進が、居城普請申請にあたり絵図を添付した初見事例である⁽¹¹⁾。したがって、元和七年の金沢城絵図調進が、前田家が居城普請届出にかかわって城絵図を幕府に提出した最初であり、これ以前に幕府へ居城に関する情報を積極的に提供することは、あまり得ないのである。したがって、慶長期の金沢城図があるとするなら、その情報源は幕府ではなく、前田家および藩士からの内部情報流出しか考えられない。

そこで周知の一一種類の慶長期金沢城図（以下では「初期金沢城図」と呼ぶ）について、いささか所見を述べたい

初期金沢城図には一種類の伝写系統があることは、矢守一彦氏の「主図合結記」の伝本研究で判明しており⁽¹²⁾、北垣聰一郎氏は尊経閣本「諸国居城図」と津田文庫本「諸国居城之図」を比較し、津田文庫本のほうが先に成立したものと指摘し、有沢永貞による「諸国居城之図」編纂過程を明らかにされた⁽¹³⁾。その後、瀬岡伸也氏は「主図合結記」系の東大本慶長図は慶長六年から一〇年頃、有沢永貞の「諸国居城之図」に載せる金沢城図は慶長一六年前後の姿を描くとされ、一種類の初期金沢城図の存在を明確にしたが⁽¹⁴⁾、のち有沢永貞の金沢城図は、慶長期の絵図ではなく寛永大火以後の繩張りを描くと訂正した。ただし「主図合結記」系の東大本慶

長図については、慶長期の姿を示す古図であるとみてよい⁽¹⁵⁾。

しかし、近年行われた金沢城内の発掘調査の成果に照らすと、一系統の初期金沢城図はいずれも、慶長期の金沢城を描くと見るにはいくつか大きな矛盾が生じている。まず、有沢永貞の描いた「諸国居城之図」収録の「加州金沢図」（いわゆる有沢慶長図）において最も大きな問題点は、一の丸五十間長屋下石垣の発掘調査によつて、現在の一の丸と三の丸を区画する堀・石垣ラインは寛永大火後の城郭普請のさい築造され、寛永大火以前の二の丸地形は大火後と比べ狭小であつて、寛永大火後に盛り土し拡充されたものと判明した⁽¹⁶⁾のに、有沢慶長図の繩張りは寛永大火以後のプランで描かれている点である。このほか、いもり堀の発掘調査で確認された元和以前の古いもり堀の構造と、寛永以後藩末までの新しいもり堀とは大きく違つてゐる⁽¹⁷⁾のに、有沢慶長図は寛永以後のいもり堀ラインを描く点も矛盾点といえる。有沢慶長図は寛永大火以後の一の丸・三の丸を描き、堀のラインも元和以後である以上、この図を慶長期を描く絵図とみることはできない。また、有沢図で唯一慶長期の様相を看取できるのは、城内に描かれた一二名の重臣屋敷であるが、それも天正一年柳瀬の役で戦死した小塚藤右衛門を載せていたり、当時三の丸もしくは新丸に居住していたとされる鷹津内記の屋敷⁽¹⁸⁾が描かれていらないなど疑問を多く残すので、有沢永貞が行つた城内居住家臣に関する考証も見直す必要がでている。有沢図は「元和以後之粗図歟」という題簽を付してゐるので、慶長期と限定せず天正から元和までの家臣団を置いた考証図とみて検証すべきなのである。

しかし、藩年寄奥村丹後守家に伝わつた有沢図の写本を写した湯浅祇庸や森田良見が、これに「慶長金沢御城古図」という題を与え有力資料としたので⁽¹⁹⁾、以来この古図は慶長年間の金沢城図とみられ、明治以後近年まで初期金沢城図の代表として利用され、通説として広まつたが、この通説はもはや通用しないし、「京大系慶長図」という呼称も無用である。

は『三壺聞書』が詳しく述べている。一月四日夜、「御城中御奥方の御次之間」の囲炉裏の残り火が「ねだ敷など」に引火し、「御本丸表奥方の御屋形のみ焼失して、類火の屋形はなかりけり」と記すので、本丸の藩主御屋敷のみ焼失し、二階櫓はじめ本丸櫓群は類焼を免れたとみてよからう。『三壺聞書』の記事で注意したいのは、出火場所・焼失箇所を「御城中御奥方」「御本丸表奥方」あるいは「奥方より出る火なり」と記したことや、被災した利常父子が三の丸興津内記邸、北の丸の山崎美濃屋形、横山大膳邸に移動した記事で¹⁹、後で検討する初期金沢城図の検討に関連する。

この本丸火災の直後、利常は幕府に普請願を提出したものとみえ、翌年二月七日に、幕府年寄四人連署の金沢城普請許可奉書と添状が利常に下された。年寄連署奉書に署名した安藤重信・土井利勝・本多正純・酒井忠世は、当時「四人之御年寄衆」と呼ばれ、將軍秀忠に重用された年寄である。この頃の重要法令や奉書にこの四人が連署するものが多い。²⁰

この年寄連署奉書（紹介²）は「金沢御城本丸狭く御座候につき、西北之丸を御本丸へ御取り込み成されたくのよう承り候、絵図をもつて披露仕り候のところ、一段御尤に思し召され、右の御普請きつと仰せ付けらるべきの旨、御意に候の間、その意を得させらるべく候、恐々謹言」と伝達するが、ここから以下の事実を確認できる。

当時の金沢城には本丸の西北に「西北之丸」という郭があつた。元和六年本丸火災以前の金沢城本丸は狭く、この火災を契機に西北之丸を本丸に取り込む普請が許可された。

この本丸拡張の普請を幕府に申請する際に普請箇所を明示した絵図を添付した。

その絵図は、延宝五年に横山外記が調査した時点には行方不明になつていた。（紹介¹）

この奉書に添付された土井利勝・本多正純連署の年寄書状（紹介³）に

表1 金沢城普請許可願・奉書等一覧（元和7年～寛文11年）

年月日	文書名	宛所	差出人	内容	典拠
元和7年2月7日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	安藤対馬守重信・土井大炊助利勝・本多上野介正純・酒井雅楽頭忠清	本丸拡張につき絵図通りの普請許可	資料紹介(2)
元和7年2月7日	江戸幕府年寄書状	前田利常	土井大炊守利勝・本多上野介正純	奉書の添状	資料紹介(3)
寛永8年6月6日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	二・三丸ひとつにする絵図通りの普請許可	資料紹介(5)
寛永8年6月29日	江戸幕府年寄書状	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	利常書状への返書	資料紹介(6)
寛永8年9月1日	江戸幕府年寄連署奉書	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	芳春院丸境石垣修理等許可	資料紹介(8)
寛永8年10月4日	江戸幕府年寄書状	前田利常	永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・土井大炊守利勝・酒井雅楽頭忠清	石垣等修理許可への返札につき	資料紹介(9)
慶安3年10月3日	江戸幕府老中連署奉書	前田犬千代	阿部対馬守重次・阿部豊後守忠秋・松平伊豆守信綱	石垣3カ所・堀浚渫普請許可	国事雑抄(上)
万治4年1月16日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守綱紀	石垣6カ所修理の修理願い出	資料紹介(14)
万治4年5月1日	江戸幕府老中連署奉書	前田利次	阿部豊後守忠秋・稻葉美濃守正則・松平伊豆守信綱・酒井雅楽頭忠清	富山古城に天守創建、櫓・門等築造許可	越中史料二
寛文2年6月26日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	石垣6カ所のほか5月の地震で破損した10カ所の修理願い出。絵図裏面に記す。	資料紹介(16)
寛文2年6月29日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀	稻葉美濃守正則・阿部豊後守忠秋・酒井雅楽頭忠清	16カ所の石垣修理許可	資料紹介(17)
寛文2年6月26日	前田綱紀小松城石垣修理願	(幕府老中)	松平加賀守	地震につき石垣修理願い出る	資料紹介(18)
寛文6年6月29日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	稻葉美濃守正則・阿部豊後守忠秋・酒井雅楽頭忠清	小松城石垣12カ所修理許可する	資料紹介(19)
寛文7年5月11日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	二の丸北面石垣修理願の絵図中に記す。	資料紹介(21)
寛文7年5月28日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	久世大和守広之・板倉内膳正重矩・土屋但馬守数直・稻葉美濃守正則	二の丸北面石垣修理の許可	資料紹介(22)
寛文11年6月11日	前田綱紀石垣修理願書	(幕府老中)	松平加賀守	二・三の丸石垣崩箇所の絵図中に記す。	資料紹介(25)
寛文11年6月19日	江戸幕府老中連署奉書	前田綱紀宛	稻葉美濃守正則・板倉内膳正重矩・土屋但馬守数直・久世大和守広之	二・三の丸石垣崩箇所修理許可	資料紹介(26)

元和～寛文期の金沢城修築について

木越 隆二

一、はじめに

初期金沢城の造営・修築については、同時代の古文書が少ないので、主に山田四郎右衛門著『三壺聞書』⁽¹⁾に代表される伝聞的な記録類のほか、諸文献に考証を加えた畠田景周著『越登賀二州志』⁽²⁾、後藤彦三郎著『金城深秘錄』⁽³⁾、森田良見著『金沢古蹟志』⁽⁴⁾にもとづき論じられ、通説が形成された⁽⁵⁾。

本論では、利用にあたり慎重さの求められる軍記・家譜類や夜話集ではなく、同時代に収録された古文書および年紀の明確な絵図を中心とする史料とし、元和期から寛文期にいたる金沢城の修築過程を論じたい。とくに「古より公儀へ被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」（加越能文庫）は、元和七年から寛文一一年までの金沢城普請許可状や普請願が収録され本論の随所で活用した。その資料価値の重要性にかんがみ、本書の「資料紹介」⁽⁶⁾（二二頁以下）で翻刻したので、本論での引用は書き下し文とし、「資料紹介」に示した番号⁽⁷⁾（⁽⁸⁾）で典拠表示した。

藤井讓治氏によれば、江戸幕府による大名城郭普請にたいする統制は、慶長二〇年の一国一城令とこれに続く元和武家諸法度（新規の築城禁止と居城修補は必ず將軍の許可必要）によつて始まるが、將軍親裁による普請・作事許可制は開始期特有の不統一をともなつていたといつ。しかし、寛永二一年の改訂武家諸法度によつて幕府年寄衆が裁可権を一部掌握し將軍による統制が強められた結果、城普請許可制度は安定していくといし、元和以前については、西国における城郭普請および天守普請の盛行に家康は警戒はしたが個別的な干渉にとどまり、公儀の法度となるまでにいたらなかつたといつ⁽⁹⁾。藤井氏の見解に従えば、幕府に服属した大名が、居城の修築・普

請を行うにあたり、あえて幕府の許可が必要になつたのは元和の武家諸法度からであり、それ以前は幕府に城普請・修築に関する願書を出す必要はなかつた。藤井氏や白峰旬氏によれば、大名の城郭普請願に応えた幕府による居城普請許可の初見は、元和四年五月一五日の姫路城主本多忠政宛の幕府年寄連署奉書であつた⁽¹⁰⁾。

「古より公儀江被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」や『国事雑抄』等に、加賀藩前田領に関する元和七年以後の、幕府からの城普請許可奉書とその関連文書が収録されており、表1にまとめた。初期金沢城の修築状況や初期の幕藩関係を考察するにあたり、表1に示した古文書が、基本史料として重要であるにもかかわらず、『加賀藩史料』がその多くを載せなかつたこともあり、これまで金沢城研究において十分活用されてこなかつた。

本論では最初に、元和六年の本丸火災を契機とする元和七年の本丸普請といわゆる「慶長金沢城図」について述べ、つぎに寛永八年の火災後の再建と三代藩主前田利常小松城隠居後の金沢城の状況について考察する。最後に、寛文元年に五代藩主綱紀が金沢城に入った後の寛文期石垣修築事業について簡潔に基本的事実を確認し結びにしたい。とくに寛文期の石垣修理に関しては、幕府に提出した絵図が残つておらず、年紀の明らかな最古の金沢城図として重要なので、今後の活用にむけ課題を示したい。

なお、本論は今年度の金沢城全域絵図に関する基礎的調査および関連の文献史料調査の成果の一つであり、調査の経緯などは『年報』にゆずる。

一、元和七年の金沢城修築と二種類の初期金沢城図

元和六年の金沢城本丸火災については、『三壺聞書』など諸書に記録されるが、元和六年二月一七日の前田利常書状（寛永四年までは利光だが、本論では利常に統一する）で「当城不慮之火事致出来、無是非仕合御座候」と記すので⁽¹¹⁾、火災があつたのは間違いない。被災場所や被災状況について